

事務連絡
令和元年6月17日

各都道府県教育委員会施設主管課
各指定都市教育委員会施設主管課
各都道府県私立学校施設主管課
各都道府県社会体育施設主管課
各都道府県文化施設主管課
各国公立大学施設担当部課
各国公立高等専門学校施設担当部課
独立行政法人国立高等専門学校機構施設担当課

御中

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官

「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン（追補版）」について

国土交通省では、防災拠点等となる建築物（庁舎、避難所、病院等。以下「防災拠点建築物」という。）において大地震時の機能継続を確保するために、新築建築物を念頭に置き、建築主、設計者及び管理者にとって参考となる事項をガイドライン等として昨年5月にとりまとめ、公表しています。

この度、国土交通省住宅局建築指導課より別紙「「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン（追補版）」について」（令和元年6月7日付け事務連絡）のとおり、既存建築物においても防災拠点建築物として機能継続を図るための参考となる事項をガイドライン（追補版）等としてとりまとめたとの連絡及び周知の依頼がありました。

学校をはじめとする文教施設は避難所や防災拠点として使用されることも多いことから、各文教施設の設置者におかれましては、防災機能の強化の推進にあたり、本ガイドラインの内容も参考としていただくようお願いいたします。

このことについて、各都道府県教育委員会施設主管課及び各都道府県施設主管課においては、域内の市区町村教育委員会施設主管課、市区町村施設主管課、所管の社会体育施設及び文化施設等に対して、各都道府県私立学校施設主管課においては、所管の私立学校等に対して、それぞれ周知されるようお願いいたします。

- 防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン（追補版）URL

http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000787.html

【本件連絡先】

大臣官房文教施設企画・防災部
参事官（施設防災担当）付施設防災企画係
電話：03-5253-4111（内線 3184）